

プライバシーを侵害し戦争を誘発する サイバー先制攻撃法案に反対し廃案を求める

日本国民救援会は、今国会に上程され、参議院で審議されているサイバー先制攻撃法（能動的サイバー防御法）案に反対する。

第1に、憲法で保障された「通信の秘密」が侵害される。私たち市民がメールなど日常的に利用しているインターネット上の通信情報を政府が監視し、利用者の同意なく知らない間にのぞき見され、監視される。しかも、令状の必要もなく、政府が恣意的な選別をおこなっていないかを確認することができない。こうして集めた情報を警察や自衛隊が業務として使用することが可能というものである。衆議院での「修正」で「通信の秘密」の遵守規定が入ったが、法案の仕組み自体は何ら変わっていない。

昨年9月に名古屋高裁で確定した岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟判決では、警察による個人情報の収集や保有、提供を違憲・違法と断罪すると同時に、「警察内部での自浄作用は全く機能していない」と指摘し、法的根拠をもって警察の情報収集活動を縛ることを求めている。サイバー先制攻撃法案はこの判決をないがしろにするものである。

第2に、憲法と国際法に反した先制攻撃に踏み込む危険性である。「攻撃の恐れ」がある場合に、他国にある攻撃元のサーバーを警察や自衛隊が機能を破壊し、その情報を使えなくする「無害化」をおこなうとしている。同意もなく「疑い」や「恐れ」だけで他国に対して「無害化」をおこなえば、重大な主権侵害、先制攻撃とみなされる危険があり、戦争を呼び込むことになる。本来、サイバー攻撃に対しては、犯罪対策として対応を強化し、国際的な問題であれば国際協調・外交努力で解決すべきものである。

国民救援会は1928年4月の創立以来、人権と民主主義を守る運動にとりくみ、この間、「戦争国家化」とともに強行された盗聴法や秘密保護法、共謀罪法などに反対し、全国各地で運動を展開してきた。この立場から、個人のプライバシーを侵害すると同時に、令状主義を形骸化して警察権限を拡大し、さらに憲法9条に反し、戦争を誘発するサイバー先制攻撃法案に反対し、参議院での廃案を求める。

2025年5月2日

日本国民救援会中央本部
会 長 伊賀 カズミ